

第8章 国又は都道府県等に対する許可の特例

(法第15条第1項、第34条第1項)

(許可の特例) ※宅造区域

法第15条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第12条第1項の許可があつたものとみなす。

(許可の特例) ※特盛区域

法第34条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第30条第1項の許可があつたものとみなす。

〈審査基準〉

第5 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市に対する許可の特例である協議成立のための基準（法第15条、第34条関係）

法第15条1項、法第34条第1項の協議が成立するための基準は、原則として法第13条、法第31条の技術的基準に適合していることとする。

〈解説〉

1 国等が行う工事の許可の特例

国又は県、政令指定市、中核市（以下「国等」という。）が行う工事は、許可権者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。

2 国等以外の工事主が行う工事の許可の特例の適用

法第15条第1項、第34条第1項は、許可の特例の適用を受ける工事主は、国又は県、政令指定市、中核市と規定しています。

これに加え、次の団体については、各団体の設置法施行令の「他の法令の準用」の規定により、法において国等とみなすこととされています。

- ①住宅供給公社
- ②土地開発公社
- ③国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- ④独立行政法人国立高等専門学校機構
- ⑤独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）
- ⑥日本下水道事業団
- ⑦独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ⑧独立行政法人水資源機構
- ⑨国立研究開発法人森林研究・整備機構

3 協議の内容

協議を行おうとする者は、県に許可申請と同等の内容を提示することが必要です。

本条の許可の特例によりみなし許可となった工事についても、中間検査、定期報告、完了検査の対象となること、また、監督処分の対象となり得ることから、通常の許可における技術的基準に照らした内容となっているかを協議します。

なお、住民周知（法第11条）や土地所有者等の同意取得（法第12条第2項第4号）については明示的な規定はありません。これは、法で規定しなくても当然にされるものとの考えによるものです。そのため、協議をするにあたっては、工事主は、周辺住民への周知、土地所有者等の同意取得等にも留意する必要があります。

4 協議の手続き

宅地造成、特定盛土等に関する工事及び土石の堆積に関する工事について、協議又は変更協議を行おうとする者は、表1-8-1、表1-8-2の書類を提出する必要があります。

工事主から申出書の提出がなされたときは、県はその内容を調査し、工事内容が法の技術的基準を満たすと認めるときは、合意する旨の文書を通知します。

表1-8-1 協議の申出に係る提出書類（土地の形質変更）

※◎：必須、○：該当あれば

書類の種類	宅地造成、特定盛土等
	協議
申出書	任意様式
位置図	◎
地形図	◎
土地の平面図	◎
土地の断面図	◎
排水施設の平面図	◎
崖の断面図	○
擁壁の断面図	○
擁壁の背面図	○

崖面崩壊防止施設の断面図	○
崖面崩壊防止施設の背面図	○
求積平面図、地籍図	◎
擁壁の構造計算書	○
盛土の安定計算書	○
崖面の安定計算書	○
設計者資格	○
土地付近状況写真	◎

※提出書類の詳細は第2編第3章を参照

表1-8-2 協議の申出に係る提出書類（土石の堆積）

※◎：必須、○：該当あれば

書類の種類	土石の堆積
	協議
申出書	任意様式
位置図	◎
地形図	◎
土地の平面図	◎
土地の断面図	◎
求積平面図、地籍図	◎
堆積土石の崩壊を防止するための措置	○
土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○
土地付近状況写真	◎

※提出書類の詳細は第2編第3章を参照